

資料編

- 1 委員名簿
- 2 審議会・関係会議の開催経過
- 3 用語解説

資料編

1 委員名簿

町田市高齢社会総合計画審議会委員名簿

◎会長 ○職務代理

計 20 名 ※敬称略

△	氏名	分野	所属等
1	◎本間 昭	学識経験者	お多福もの忘れクリニック院長
2	○是枝 祥子	学識経験者	大妻女子大学名誉教授
3	西口 守	学識経験者	東京家政学院大学現代生活学部教授
4	川村 益彦	保健・医療関係代表	町田市医師会
5	小川 冬樹	保健・医療関係代表	町田市歯科医師会
6	長田 哲治	保健・医療関係代表	町田市薬剤師会
7	岩本 智子	保健・医療関係代表	町田市訪問看護ステーション連絡会
8	柳原 順子	福祉関係事業者代表	町田市高齢者支援センター連絡会
9	尾和瀬 久展	福祉関係事業者代表	町田市介護サービスネットワーク
10	齋藤 秀和	福祉関係事業者代表	町田市ケアマネジャー連絡会
11	遠藤 圭	福祉関係事業者代表	町田市訪問介護事業者協議会
12	新沼 春海	福祉関係事業者代表	町田市民生委員児童委員協議会
13	廣田 満	福祉関係事業者代表	町田市社会福祉協議会
14	吉次 誠吉	福祉関係事業者代表	町田市町内会自治会連合会
15	東海林 幸二	福祉関係事業者代表	町田市老人クラブ連合会
16	荒井 仁	町田市民	公募市民委員
17	新井 国徳	町田市民	公募市民委員
18	浦崎 道教	町田市民	公募市民委員
19	熊谷 田鶴子	町田市民	公募市民委員
20	梅田 あき子	町田市民	公募市民委員

2 審議会・関係会議の開催経過

(1) 町田市高齢社会総合計画審議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2017年 4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○町田市内の高齢化の状況 ○総事業費の現状 ○市民ニーズ調査、事業所調査等結果報告について ○第7期町田市介護保険事業計画の策定について
第2回	5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期町田市介護保険事業計画素案について <ul style="list-style-type: none"> ・全体の構成と計画の体系について ○重点的な取組について <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症の人やその家族の視点を重視した取組の推進 ・認知症早期対応・受診の支援の充実 ・地域密着型サービスの整備促進 ・介護人材の育成・確保・定着
第3回	6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○総事業費について ○重点的な取組について <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援センターの機能の充実 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実
第4回	7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期の介護保険料決定プロセスについて ○第7期町田市介護保険事業計画中間答申案について ○介護サービスの基盤整備について
第5回	8月18日	○第7期町田市介護保険事業計画素案について
第6回	11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果について ○第7期介護保険料試算額等について ○第7期町田市介護保険事業計画について ○町田市高齢者福祉計画の一部修正について
第7回	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期町田市介護保険事業計画書（案）について ○町田市高齢者福祉計画の一部修正（案）について
第8回	2018年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期町田市介護保険事業計画答申について ○町田市高齢者福祉計画の一部修正について

(2) 町田市地域包括支援センター運営協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2017年 6月26日	○第7期町田市介護保険事業計画について ○指定居宅介護支援事業所への新規業務委託について ○地域ケア会議ガイドラインの作成について ○町田市高齢者支援センターの事業評価について
第2回	11月16日	○第7期町田市介護保険事業計画について ○指定居宅介護支援事業所への新規業務委託について ○能ヶ谷あんしん相談室の移転について ○町田市地域ケア会議運営ガイドラインについて ○2018年度高齢者支援センター事業方針について ○町田市高齢者支援センターの事業評価について
第3回	2018年 2月15日	○第7期町田市介護保険事業計画について ○指定居宅介護支援事業所への新規業務委託について ○金森あんしん相談室の移転について ○地域ケア会議ガイドラインについて ○2018年度町田市地域包括支援センター運営業務委託仕様書 について ○2018年度高齢者支援センター事業計画と収支予算について ○町田市高齢者支援センターの事業評価について

(3) 町田市認知症施策推進協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2017年 7月31日	○第7期町田市介護保険事業計画について ○2017年度町田市認知症施策関連のスケジュールについて ○『認知症の早期対応・受診の支援の充実』について ○『認知症の人やその家族の視点の重視』『認知症にやさしい地域づくり』について
第2回	2018年 2月21日	○第7期町田市介護保険事業計画について ○『認知症の早期対応・受診の支援の充実』について ○『認知症の人やその家族の視点の重視』『認知症にやさしい地域づくり』について

(4) 町田市地域密着型サービス運営委員会

	開催日	主な検討内容
第1回	2017年 7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所の介護職員処遇改善加算の取得状況について ○2017年度地域密着型サービス事業者の公募についての結果 ○第7期町田市介護保険事業計画（2018年度～2020年度）における地域密着型サービス事業所の整備計画について ○地域密着型通所介護の参入規制について
第2回	11月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所に対する適正化事業について ○地域密着型サービスの指定取扱いについて ○第7期町田市介護保険事業計画（2018年度～2020年度）における地域密着型サービス事業所の整備計画について ○夜間対応型訪問介護の展望について
第3回	2018年 3月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービスの指定取扱いについて ○「町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」等の一部改正について

(5) 町田安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会

	開催日	主な検討内容
第1回	2017年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回多職種連携研修会について ○退院支援プロジェクトの開始について
第2回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト新規加入について ○2017年度町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト実施方針の改正について
第3回	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期町田市介護保険事業計画について ○町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会の今後の運営方針について ○第9回多職種連携研修会について
第4回	2018年 2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期町田市介護保険事業計画について ○第9回多職種連携研修会について ○2018年度在宅医療介護推進事業スケジュール（案）について ○退院支援部会の進捗及び今後の方向性について

(6) パブリックコメント（市民意見募集）

実施期間	内容	意見数
2017年10月2日から		
2017年10月31日まで	計画の基本的な考え方について	36件

(7) 市民説明会

実施日	内容	参加人数
2017年10月7日	計画の基本的な考え方について	17人

3 用語解説

項番	用語	該当 ページ	解説
■ あ行			
1	ICT	P.76 ほか	「Information and Communication Technology 情報通信技術」の略語。情報処理や通信に関する技術・産業・設備・サービス等の総称。
2	あんしん相談室	P.18 ほか	町田市の高齢者支援センターのブランチ(住民の相談を受け付け、高齢者支援センターにつなぐための窓口)。2017年4月現在、12ヶ所に設置している。
3	医療と介護の連携センター	P.22 ほか	医療・介護事業者等の専門職からの在宅医療・介護連携に関する相談受付・支援を行う窓口のこと。2016年10月から開設。
■ か行			
4	介護給付費準備基金	P.95 ほか	介護保険事業会計で第1号被保険者が負担した介護保険料の剰余金等を積み立て、第1号被保険者が負担する介護保険料に不足が生じた場合に充当を行い、次期介護保険料の抑制に活用ができるように設置された基金のこと。
5	介護給付費通知	P.78	利用者が、自分の利用したサービスが適正に事業所から請求されているか確認したり、利用サービスの見直しの機会のための通知書。年1回2ヶ月分のサービス内容を送付する。
6	介護支援専門員	P.63 ほか	ケアマネジャーの正式名称。ケアプラン[項目17]を作成する専門職であり、必要に応じ事業所との連絡・調整を行う。
7	介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	P.28 ほか	人員配置等の一定の基準を満たし、入居者に介護サービスを提供する有料老人ホーム、ケアハウス等のこと。 このうち、要介護者だけが入居可能な施設を「介護専用型特定施設」といい、要介護者以外の者も入居可能な施設を「混合型特定施設」という。

	用語	該当 ページ	解説
8	介護保険法	P.3 ほか	社会保険方式として 1997 年 12 月に公布。2000 年度施行。国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。同法 117 条では、市町村介護保険事業計画について「市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」と定めている。
9	介護保険料月額基準額	P.95 ほか	第 1 号被保険者の介護保険料の基となる額のこと。3 年間の総事業費から第 1 号被保険者の介護保険料でまかなう額の総額を計算し、第 1 号被保険者の 3 年間の見込み数で割り返して算出する。その際に、介護保険料の収納率や第 1 号被保険者の所得状況も考慮する。
10	介護予防	P.5 ほか	要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。
11	介護予防月間	P.54	毎年 10 月に市内で様々な介護予防イベントを実施し、介護予防の普及啓発を行う期間のこと。
12	介護離職	P.40 ほか	就業者が家族の介護、看護のために、退職、転職すること。
13	介護療養型医療施設	P.71 ほか	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などのサービスを提供する。
14	介護老人保健施設	P.28 ほか	介護保険施設のひとつ。病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設で、医学的な管理のもとでの介護、看護及びリハビリ等を行う。
15	介護医療院	P.5	介護保険施設のひとつ。日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ、看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として新たに創設された。2018 年 4 月から導入される。
16	看護小規模多機能型居宅 介護	P.27 ほか	地域密着型サービスのひとつ。医療ニーズの高い要介護者が住み慣れた地域で生活し続けるため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行う。

項番	用語	該当 ページ	解説
17	ケアプラン	P.26 ほか	要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には在宅の場合、「居宅サービス計画」、「介護予防サービス計画」、「介護予防ケアマネジメントに係る計画」の3種類があり、施設の場合の「施設サービス計画」がある。
18	ケアマネサマリー	P.22 ほか	町田市入院時外来受診時情報提供書のこと。介護保険サービスを利用している高齢者が入院、または通院した際に、本人への治療及び退院時の支援として、適切かつ必要な在宅での情報提供を行うことを目的として、ケアマネジャーが医療機関へ提供する。
19	ケアマネジメント	P.21 ほか	要介護者等がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動のこと。
20	ケアマネジメント勉強会	P.78	ケアマネジャーの気づきを促し、自立支援に資する適正なケアマネジメント[項番19]を行うことで、ケアマネジャーが介護サービス利用者に、良質なサービスを提供できるよう、ケアマネジャーのスキル向上を目指した勉強会のこと。 市内の主任ケアマネジャーに協力を要請し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、ケアプラン[項番17]作成における支援を行う。適正化事業の正式名称は「ケアプラン点検事業」。
21	後期高齢者	P.1 ほか	75歳以上の高齢者
22	高齢化率	P.2 ほか	総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合
23	高齢者支援センター	P.17 ほか	介護保険法第115条の46に規定された、地域包括支援センターを指す。地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。町田市では委託方式で12ヶ所に設置(2018年3月現在)。対象者や役割を分かりやすくするため、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」としている。

項目番号	用語	該当ページ	解説
24	高齢者見守り支援ネットワーク	P.18 ほか	見守りの必要な高齢者に対し、地域がその変化に早く気づき、地域が支え合う仕組みのこと。 町内会・自治会等が主体となり見守り活動を行う。
■ さ行			
25	サービス付き高齢者向け住宅	P.28 ほか	ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、専門員による安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。
26	住宅改修等の点検	P.78	利用者宅の住宅改修や、購入した福祉用具の利用が申請内容と変更なく、適正に行われているか、利用者宅を毎年度一定数訪問し、確認すること。確認した結果を、研修会、ホームページや各種事業者連絡会等で周知し、適正な設置や利用となるよう進める。
27	縦覧点検・医療情報との突合	P.78	介護報酬請求等の適正化のために給付実績を活用し、定期的に介護報酬や医療情報との突合による請求内容の点検を行うこと。この情報を活用することにより、事業所への介護報酬等の算定基準を周知するとともに、事業者指導等の効率化を図る。
28	小規模多機能型居宅介護	P.27 ほか	地域密着型サービスのひとつ。小規模な住宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行う。
29	生活支援コーディネーター	P.20 ほか	生活支援・介護予防サービスの充実と強化を図るために高齢者支援センターに配置された職員のこと。生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、社会資源・地域ニーズの把握を行うとともに、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など社会資源の開発を行う。
30	生産年齢人口	P.2 ほか	15歳～64歳の人口
31	前期高齢者	P.10 ほか	65歳から74歳の高齢者

項目番号	用語	該当ページ	解説
■ た行			
32	第1号被保険者	P.90 ほか	65歳以上の方。日常生活において、介護や支援が必要と認められた場合に、原因にかかわらず介護サービスを利用できる。
33	第2号被保険者	P.9 ほか	40歳から64歳の医療保険に加入している方。老化が原因とされる病気(16種類の特定疾病)で、介護や支援が必要と認められた場合に、介護サービスを利用できる。
34	団塊の世代	P.1 ほか	1947年から1949年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口比率で最も高い世代。
35	団塊ジュニア世代	P.1 ほか	1971年から1975年までの第二次ベビーブーム期に生まれた人を指し、人口比率の高い世代。
36	地域ケア会議	P.19 ほか	地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第115条の48第1項に基づき行われる会議。医療・介護・福祉の専門職や地域関係者、警察・消防等の多職種にわたる関係者が協働し、個別ケースの支援内容の検討を通じて地域課題を把握抽出・検討を行い、地域づくりや資源開発・政策形成等へつなげる。
37	地域資源	P.2 ほか	人・物・組織・サービスなど、地域に存在する活用可能な要素を「資源」として捉えたもの。
38	地域包括ケアシステム	P.2 ほか	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制。
39	地域包括ケア「見える化」システム	P.82 ほか	地域包括ケアシステムの構築に向けて、市区町村職員のみならず、住民も含めて、地域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を共有(「見える化」)するための国のシステム

項目番号	用語	該当ページ	解説
40	地域密着型サービス	P.18 ほか	住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、2006年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。
41	地域密着型デイサービス	P.27 ほか	地域密着型サービスのひとつ。定員18人以下の小規模の施設で、食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上の訓練を行う。
42	D 活(ディーかつ)	P.24 ほか	認知症当事者の生きがいづくり、社会参加しやすい環境を整備することを目的としたプロジェクトのこと。
43	D カフェ(ディーカフェ)	P.24 ほか	町田市の認知症カフェの総称。“D”は認知症を意味するDementiaの頭文字。認知症当事者、その家族と地域のつながる場。
44	D ブックス(ディーブックス)	P.24 ほか	認知症の正しい知識が得られる場として、認知症関連の書籍を集めた図書館のコーナーのこと。2017年度は、さるびあ図書館、鶴川駅前図書館、金森図書館で実施した。
45	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	P.27 ほか	地域密着型サービスのひとつ。日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う。
46	適正化事業	P.73 ほか	介護給付適正化事業。要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の5つの事業のこと。市で介護保険事業計画に位置付けることで、適正な給付を行うとともに、利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことを目的とした事業。
47	東京都福祉サービス評価推進機構認証評価機関	P.77	特別養護老人ホーム等の介護サービス事業所のほか、障害福祉サービス事業所や保育所などの福祉サービス全般を提供している事業所を専門的かつ客観的に評価する機関のこと。東京都福祉サービス第三者評価推進機構が定める認証基準(主たる所属評価者の3名以上確保など)を満たすことでの認証を受けている。

項目番号	用語	該当ページ	解説
48	Dr.Link(ドクターリンク)	P.22 ほか	医師がケアマネジャーと相談・連絡を受けることができる時間を調査し、リストにしたもの。その時間を通して、医師とケアマネジャーが情報交換を行う。一般的に「ケアマネタイム」という。
49	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	P.28 ほか	介護保険施設のひとつ。日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方が対象の施設で、施設サービス計画に基づいて、食事、入浴などの日常生活の介護や健康管理を行う。
■ な行			
50	二次避難施設協定施設	P.49	二次避難施設とは、災害時に指定避難施設で生活することが困難な要配慮者(高齢者、障がい者等)等を受け入れるための施設のこと。市は、市内の社会福祉施設等の一部と災害時の協定を締結しており、その締結先の施設のこと。
51	認知症ケアパス	P.24 ほか	認知症を発症したときから、生活機能障害の進行にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けければよいのかを、あらかじめ標準的に決めておくこと。
52	認知症高齢者グループホーム	P.26 ほか	地域密着型サービスのひとつ。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。
53	認知症対応型デイサービス	P.27 ほか	地域密着型サービスのひとつ。認知症の方を対象に、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。
54	認知症地域支援推進員	P.56	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じて必要な医療・介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制を構築し、認知症の人やその家族の支援を行う者のこと。
55	認定調査員	P.73 ほか	認定調査員とは、要介護度を判定する為に申請者の自宅等を訪問し、厚生労働省の定めた認定調査票(74項目)を基に、申請者がどの程度介護を必要とする心身状態なのかを調査する者のこと。

項目番号	用語	該当ページ	解説
■ は行			
56	パブリックコメント	P.6	行政が政策、制度等を決定する際に、市民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。
57	避難行動要支援者	P.49	要配慮者[項目番号 66]のうち、災害時に自ら避難することが困難で、そのために特に支援が必要な人。
■ ま行			
58	まちいきヘルパー	P.20 ほか	町田市が実施する「まちいきヘルパー養成研修」の修了者のこと。研修では、生活援助の技術の他にコミュニケーションの取り方など、訪問時に必要な技術を学ぶ。市基準型訪問サービスに従事し、掃除・洗濯などの本人が行う家事への援助(生活援助)のみ行うことができる。
59	町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト	P.22 ほか	町田市の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、市内の高齢者の在宅療養を支え、医療と介護をはじめとした多職種の連携の促進を図るための取組のこと。この取組を協議するための体制として、町田市医師会が中心となり、市と連携して運営する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を 2013 年 10 月に発足した。2018 年 3 月現在、この協議会には、医療・介護関係団体 16 団体が加入している。
60	町田市介護人材開発センター	P.74 ほか	町田内の介護・福祉・看護等の人材の確保及び育成並びに定着に資するとともに、町田市の福祉の向上に寄与することを目的として、2011 年に設立された団体。市は、その設立を支援し、外郭団体に位置付けて活動の支援、協力、指導を行っている。
61	町田市高齢者福祉計画	P.3	「まちだ未来づくりプラン」を基本とし、町田市の高齢者施策の方向性を示す、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく市町村老人福祉計画。計画期間は、2012 年度から 2021 年度までの 10 年間。
62	町田市 5 カ年計画 17-21	P.3	「まちだ未来づくりプラン」の実現に向けて、具体的な事業と取組を総合的かつ計画的に進めるための実行計画。計画期間は、2017 年度から 2021 年度までの 5 年間(後期 5 カ年)。

項目番号	用語	該当ページ	解説
63	まちだ未来づくりプラン	P.3	将来の町田市のあるべき姿を見据え、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示す基本計画。計画期間は、2012年度から2021年度までの10年間。
■ や行			
64	夜間対応型訪問介護	P.70	地域密着型サービスのひとつ。訪問介護について、夜間帯に定期巡回訪問と随時の対応を行う。
65	要支援・要介護認定者(認定者)	P.7ほか	被保険者が介護サービスを受けるため、市町村に介護保険の認定申請をし、要支援・要介護認定を受けた者。要介護者は寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人で、要支援者は家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の人をいう。なお、市町村は申請に基づき、被保険者の心身状態を調査する認定調査とともに、主治医の医学的な意見を基に一次判定を行う。一次判定結果を踏まえて、介護認定審査会では要介護度の最終的な判定(二次判定)をする。認定の結果、要支援者・要介護者または非該当者に区分される。
66	要配慮者	P.49	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮が必要な人のこと。
■ ら行			
67	リハビリテーション専門職等	P.52	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士をはじめとする、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・歯科衛生士・管理栄養士等
68	老人福祉法	P.3	1963年7月公布。1963年8月施行。高齢者の心身の健康の保持や、生活の安定のため、老人の福祉を図ることを目的とした法律。同法20条の8では、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」と定めている。
69	老老介護	P.64	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

第7期町田市介護保険事業計画

(2018年度~2020年度)

発行年月

2018年3月

発 行

町田市

東京都町田市森野 2-2-22

042-722-3111 (代表)

編 集

町田市いきいき生活部

いきいき総務課・高齢者福祉課・介護保険課

刊行物番号

17-100

印 刷

株式会社インテージリサーチ



第7期町田市介護保険事業計画

“高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち”

リサイクル適性 B

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。